

## 大橋団地・送迎利用のお約束

- 1) この取り組みは、仮設大橋団地の住民同士の自発的な助け合いを基本としています。お互いへの思いやりと気遣いを忘れずにご利用ください。
- 2) 利用を希望する場合は事前の予約が必要となります。  
  
利用中に万が一事故が起きた場合は日本カーシェアリング協会に加入している自動車保険の補償限度額の範囲で補償します。ただし、保険契約の免責事項に該当する事故の場合や補償額を超えたものは利用者の負担となります。※別紙参照
- 3) 対物賠償責任保険を使用する際の自己負担額5万円は利用者の負担となります。
- 4) 運転手はプロの送迎ドライバーではなく善意の市民であり、運転する車は新車ではなく全国から寄せられた善意の中古車である事を理解し、万が一の事故の場合も、運転手及び日本カーシェアリング協会に責任を追究しないでください。
- 5) 運行中又は運行後に、同乗者の病状等急変が生じて、運転者及び、日本カーシェアリング協会に責任を追究しないでください。
- 6) 車内は禁煙です。
- 7) 車の維持費（燃料費・タイヤやオイル交換・修理代等）は寄付によって賄われます。利用の際はガソリン代にあたる3km100円と寄付のご協力をお願いします。
- 8) 万が一、必要経費が寄付で賄えない場合は、取り組み継続のために利用者の皆様にご相談させていただく場合がございます。尚、必要経費が賄えない場合は、取り組みを終了する場合がございます。
- 9) 予約していた時間を20分経過しても利用者が現れない場合、予約をキャンセルしたものとみなします。
- 10) この「大橋団地・送迎利用のお約束」の内容に記載のないことが生じた場合には、双方が誠意をもって協議することとします。

以上の内容に同意します。

年 月 日

署名(本人)

印

署名(家族)

印

※家族の方の署名が難しい場合は理由を明記して下さい。